

## 平成31・32年度 下松市・下松市上下水道局 建設工事、測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請要領

この要領は、平成31・32年度において下松市と下松市上下水道局が発注する建設工事等（建設工事、測量・建設コンサルタント等の業務委託）の競争入札（見積り）等に参加しようとする者の参加資格申請をする場合の要領を示したものです。

水道局と下水道課が組織統合して上下水道局となった平成26年4月1日以降、事務の効率化を図るため、下松市上下水道局への申請については下松市契約監理課にて一括して受付を行っています。

### 1 申請者の資格

		申請者の資格
全体		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。</li> <li>・ 以下の項目に該当しない者。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 暴力団、暴力団員及びこれらとの関係を持つ者。</li> <li>② 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、市税、県税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。</li> </ul> </li> </ul>
申請区分	建設業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加希望業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者。ただし、委任状を提出する場合は、委任先の事業所で建設業の許可を受けていること。</li> <li>・ 入札参加希望業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けている者。</li> <li>・ 入札参加希望業種が「解体工事」にあつては、「解体工事業」の許可を持ち、総合評定値を受審している者。</li> <li>・ 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行している者。（届出の義務がないものを除く）               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</li> <li>イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</li> <li>ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</li> </ul> </li> </ul> <p style="color: red; margin-top: 10px;">※社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く。）の申請は受付できませんので、ご注意ください。</p>
	測量業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量法第10条の3に規定する測量業者。</li> </ul>
	土木関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業を営んでいる者。</li> </ul>
	建築関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者。ただし、建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する者をいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者については、この限りではない。</li> </ul>

地質調査業	・地質調査業者登録規程第2条の規定により登録を受けている地質調査業者。
補償関係コンサルタント業務	・営業を営んでいる者。ただし、業務に関し法律上登録を必要とする者にあつては、当該登録を受けているものに限る。 (例) 不動産の鑑定評価に関する法律第2条第3項に規定する不動産鑑定業者 建築士法第23条第1項の規定により登録されている建築士事務所 土地家屋調査士法第6条の規定により登録されている土地家屋調査士 測量法第10条の3に規定する測量業者

## 2 申請書の区分

「建設工事」と「測量、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）」とは区分して申請することとなりますので、同一企業の方が「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」の入札参加を希望する場合は、別々に申請書を作成してください。「物品製造等」を希望する場合も同様です。

随意契約の相手方の選定についても、原則としてこの資格の認定を受けている者を対象としますので、希望者は申請をしてください。

## 3 申請書の受付期間

受付期間：平成31年1月10日（木）～平成31年2月10日（日）（閉庁日を除く。）

受付時間：8時30分から17時まで

**郵送の場合、2月10日の消印は有効とします。**

## 4 申請書の提出方法及び部数

郵送または持参（各種信書が送付できるサービスでの提出も可とします。）

※ 郵送による申請で、受付確認の返送が必要な方は、ハガキまたは切手を貼った封筒に返信先を記入し、同封してください。

提出部数は1部です。

## 5 平成29・30年度からの主な改正点

- ① 委任状について、市内業者の代理人用委任状（入札の都度、提出する委任状を省略するためのもの）を廃止。
- ② 平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」の許可を受けて解体工事を行っていた建設業者への経過措置が平成31年5月末で終了することから、平成31年6月1日以降は「解体工事」への入札参加希望ができる建設業者は「解体工事業」の許可を有し、総合評定値を受審している者のみとします。

## 6 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒744-8585

下松市大手町三丁目3番3号

下松市役所 企画財政部 契約監理課 技術監理係（市役所3階⑦番窓口）

TEL 0833-45-1813

## 7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、原則として平成31年4月1日から平成33年3月31日までです。ただし、次の定期の審査に基づく資格が認定されるまでの間は、引き続きその効力を有します。

## 8 審査結果

審査結果については平成31年3月下旬頃、下松市契約監理課の閲覧場所（市役所3階⑦番窓口）で公表する予定ですので、それにより確認してください。なお、資格が認められない場合のみ文書を通知します。

格付については市内業者・準市内業者のみ行い、格付された業者にのみ結果を通知します。なお、市内業者とは「本店が下松市内にある事業所のこと」で、準市内業者とは「委任先の営業所等の所在地が下松市内にある事業所のこと」です。

## 9 個人情報の取扱いについて

この申請で取得した住所・氏名等の個人情報は競争入札参加資格審査及び確認に使用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

## 10 申請書及び添付書類

申請者は、次の（1）から（18）までの書類のうち必要なものを記載された順番に紙ファイル（A4判）に綴じ、背表紙と表紙に「平成31・32年度 競争入札参加資格審査申請書」と「会社名」を記入の上、各申請ごとの一覧表に記載されている番号順に綴じ、提出してください。

申請先は「下松市長」と「下松市上下水道事業管理者」の連名となりますのでご注意ください。

申請書の様式は原則として下松市独自様式ですが、山口県様式、国土交通省様式での提出も可能です。

下松市独自様式は、下松市のホームページ（<http://www.city.kudamatsu.lg.jp/>）からダウンロード出来ます。ダウンロードの方法は、ホームページトップの上部にある「組織から探す」をクリックいただき「企画財政部」中の「契約監理課」を選び、「お知らせ」にある「平成31・32年度競争入札参加資格審査申請の受付について（平成30年12月）」をクリックし、「競争入札参加資格」中の「申請手続き」欄にある入札参加を希望する申請業種の「申請様式 一式（エクセル）」をダウンロードし、必要なものを使用してください。

### （1）競争入札参加資格審査申請書【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

それぞれの申請書を使用し、作成してください。提出された書類の内容を問い合わせることがありますので、申請事務担当者、連絡先電話番号の欄は書類を作成した内容について分かる方の氏名、連絡先を記入してください。なお、入札参加を希望できる業種は経営事項審査を受けている業種のみです。

申請日は必ず記入してください。

「建設工事」を申請される方で、「解体工事」を希望される方は「290 解体」の入札参加資格希望業種欄に○を付けてください。経審総合評定値欄の○付けについては、今回提出される経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書通りの記入をお願いします。なお、平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」の許可を有して解体工事を営んでいた方で、今回の申請日時点で「解体工事業」の許可を受けていない場合、「解体工事」を希望することはできませんが、平成31年5月31日までの措置となりますのでご注意ください。

### （2）競争入札参加資格申請総括表【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

それぞれの申請書を使用し、作成してください。登記簿所在地欄は、営業している住所と登記事項証明書の住所が異なる場合にのみ記入してください。メールアドレス欄については、携帯電話やスマートフォンのアドレスは記入しないでください。

「建設工事」にある総括表その2は、会社全体の実績を記入してください。

(3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書【建設工事のみ】

建設業法第27条の23の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事から通知を受けた最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日から1年7ヶ月以内のもの）を添付してください。

社会保険等の加入状況については、原則として、申請時に提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄により確認することとし、社会保険等の加入の有無がすべて「有」又は「除外」となっている場合のみ申請を受け付けます。

なお、直近の経営事項審査を受けた後（経営事項審査の結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」および「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」と記載されている場合）に未加入となっている社会保険等に加入した場合等は、保険料の領収証書等の社会保険等に加入したことが確認できる資料を提出してください。提出が無い場合は受付できません。

※ 審査基準日から1年7ヶ月を経過した通知書の写しでは入札に参加することができないので、継続的に審査を受けて、適宜、有効な写しを提出してください。

(4) 業態調書【測量・建設コンサルタント等のみ】

申請を希望する区分に応じ、記入してください。

(5) 測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類（2年分）【測量・建設コンサルタント等のみ】

測量業者の方は写しを必ず添付してください。

(6) 現況報告書（2年分）【測量・建設コンサルタント等のみ】

下記業務の登録規程第7条「現況報告書の提出」に基づき、提出書類の写し（確認印を受けたもの）を提出してください。

- ① 建設コンサルタント…建設コンサルタント現況報告書の副本の写し
- ② 補償コンサルタント…補償コンサルタント現況報告書の副本の写し
- ③ 地質調査業者…地質調査業者現況報告書の副本の写し

なお、書類審査中の場合は、副本の写し（受付印のあるもの）の1面のみ添付し、後日、確認印を受けたものの写しを提出してください。ただし、登録を受けていない業者、営業実績のない業者については、添付の必要はありません。

(7) 許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

この要領の1ページ目記載の「1. 申請者の資格」を有することが確認できる証明書等の写しを提出してください。

「建設工事」で電気工事の入札参加を希望する市内業者・準市内業者の方にあつては、電気工事業の登録又は届出をしている場合、その登録証又は届出証の写しも添付してください。

「測量・建設コンサルタント等」で土木関係建設コンサルタントの入札参加を希望する業者の方にあつて、建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けていない場合は省略できます。補償関係コンサルタントの入札参加を希望する業者の方にあつて、補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けていない場合も省略できます。また、建築設備に係る設計又は工事監理に関する業務に係る申請をする場合も省略できます。

(8) 営業所等一覧表【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

本社又は主たる営業所が下松市内にある事業者は、提出不要です。

測量法第55条の8第1項の規程に基づく書類、又は現況報告書の写し（2年分）を提出した場合は省略できます。

委任状により支店長等に代理権を与えている場合は、委任先の支店等の下に赤線を引いてください。任意

様式可。

(9) 建設工事経歴書、測量等実績調書【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

直前2年間に於いて完成した工事等及び未完了工事等（公共測量等及び未完了の公共測量等）について主なものを入力してください。なお、「測量・建設コンサルタント等」を申請される方で、測量法第55条の8第1項の規程に基づく書類又は現況報告書の写し（2年分）を提出した場合は省略できます。

建設工事（公共測量等）の種類ごとに作成してください。任意様式可。

(10) 技術者経歴書【測量・建設コンサルタント等のみ】

現況報告書の写し（2年分）を提出した場合は省略できます。

公共測量等の種類ごとに別葉で作成してください。任意様式可。

※測量部門を申請する業者は必ず提出してください。

(11) 技術職員名簿及び技術職員実務経歴調書【建設工事のみ】

最新の経営事項審査申請書に添付した「技術職員名簿」及び「技術職員実務経歴調書」の写しに、入札参加資格申請をする日現在で、職員の異動等があれば**朱書で加除訂正したもの**を提出してください。経営事項審査時に「技術職員実務経歴調書」の添付を要していない場合は、不要です。

(12) 建設工事に従事する職員一覧表【建設工事】

市内業者・準市内業者の方のみ提出してください。

(13) 完納証明書（下松市税）【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

下松市内に本社（本店）、支店、営業所等を有する申請者は、下松市の市税完納証明書を提出してください。また、代表者の方が下松市内に在住の場合は、代表者個人の完納証明書も提出してください。納付期限を過ぎて納付していない場合は、申請書の受理はできません。

証明書は写しでも可ですが、申請月から3ヶ月以内に発行されたものに限り、申請月から3ヶ月以内とは申請日より前の3ヶ月のことです（例：1月が申請月の場合、10月1日以降のもの）。

※市税の納付確認には、金融機関等で納付されてからある程度の日数を要します。納付後2週間以内に完納証明を申請される場合は、申請の際、領収書（口座振替の場合は記載済の通帳）をご提示ください。

(14) 納税証明書（国税、山口県税）【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

国税については、未納税額がないことを証明した納税証明書（個人の場合は、その3の2「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」、法人の場合は、その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」）を提出してください（税務署で発行）。写し可。[e-Tax\(国税庁\)へ](#)

山口県税については、山口県内に営業所等がある場合に提出してください（県税事務所）。納付期限を過ぎて納付していない場合は、申請書の受理はできません。

証明書は写しでも可ですが、申請月から3ヶ月以内に発行されたものに限り、申請月から3ヶ月以内とは申請日より前の3ヶ月のことです（例：1月が申請月の場合、10月1日以降のもの）。

(15) 登記事項証明書（個人にあつては身分証明書）【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

法人の方は、本店の所在地を管轄する法務局が発行する履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本を、個人の方は市町村が発行する身分証明書を提出してください。

証明書は写しでも可ですが、申請月から3ヶ月以内に発行されたものに限り、申請月から3ヶ月以内とは申請日より前の3ヶ月のことです（例：1月が申請月の場合、10月1日以降のもの）。

(16) 専任技術者証明書【建設工事のみ】

市内業者・準市内業者の方のみ提出してください。

契約先となる営業所の専任技術者について、営業所専任技術者に係る建設業法施行規則に規定された専任技術者証明書（建設業法に基づく建設業許可申請に添付したもの）の写しを提出してください。

(17) 委任状（支店長等委任用）【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

支店長等に代理権を与えた場合は必ず提出してください。入札及び見積書の提出権限、契約締結権限その他契約の履行に関する一切の権限が委任されているもの限り、受任者と認定します。

任意様式も可としますが、A4判で作成し、委任者、受任者双方の押印が必要です。

委任期間は平成31年4月1日～平成33年3月31日までとしてください。

- (18) 暴力団排除に関する誓約書 **【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】**  
代表者名で提出してください。